

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

データ支援部
ナショナルデータベース課

目次

■ NDB連携と随時提出の違い

- Q1 NDB連携と随時提出の違いがわかりません。

■ NDB連携について

- Q2 年度途中に保護の開始、廃止等により異動した者は報告対象となりますか？
- Q3 報告対象外となるのはどのような者ですか？
- Q4 NDB連携用データの再提出方法又は差し替え方法がわかりません。
- Q5 NDB連携データの提出後、受付件数を確認すると保健指導が0件と表示されていますが問題ないですか？

■ 随時提出について

- Q6 年度内に複数回健診を受診した被保護者のデータを送信することはできますか？
- Q7 送信したデータを取り消したい場合、どうすればいいですか？
- Q8 健診情報の随時提出をした場合、NDB連携は不要ですか？
- Q9 令和8年度以降に実施する被保護者の健診における変更点を教えてください。
- Q10 受付エラーの発生したデータを修正して再送信したところ、「すでに送信されているファイルを読み込みました」というエラーが発生しました。どうすればいいですか？

(NDB連携・随時提出共通)

■ チェック条件・エラー

- Q11 外国人の氏名の記載はどうすればいいですか？
- Q12 「住所」は必須項目ですか？
- Q13 「ファイル作成機関名称」について、福祉事務所の名称が長くて入りません。
- Q14 受付エラーが発生した場合の対応方法は？
- Q15 よくある受付エラーの対応方法を教えてください。

目次

- Q16 健診データにどの項目を記録すれば良いかわかりません。
- Q17 必須項目が不足している場合はどうすればいいですか？
- Q18 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合はどのように記録すればいいですか？
- Q19 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？

■ 資格確認関係

- Q20 資格確認はどのように行っていますか？
- Q21 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とは？
- Q22 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで確認可能となるのでしょうか？
- Q23 健診データの提出後、マイナポータルでの確認はいつ頃可能になるのでしょうか？
- Q24 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書が配信されましたが、マイナポータルでの確認はできないのでしょうか？

■ オンライン関係

- Q25 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。
- Q26 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。
- Q27 特定健診・保健指導システムの入手方法がわかりません。

■ 電子証明書

- Q28 特定健診・保健指導システムを起動しようとしたら「この電子証明書ではログインできません」というメッセージが表示されました。

目次

■ リクエスト／ダウンロード

- Q29 リクエスト（福祉事務所間引継ぎ）機能とはなんですか？

■ その他

- Q30 特定健診・保健指導システムでXMLデータを作成することはできますか？
- Q31 被保護者の健診情報の提出に関する資料はありますか？

NDB連携と随時提出の違い

Q1 NDB連携と随時提出の違いがわかりません。

A1 NDB連携と随時提出の概要は以下の通りです。（異なる点を赤字表記）

	NDB連携（年次報告）	随時提出
利用目的	- 医療機関等における閲覧 - マイナポータルにおける閲覧 - 福祉事務所間での健診情報の引継ぎ - NDBにおける活用	- 医療機関等における閲覧 - マイナポータルにおける閲覧 - 福祉事務所間での健診情報の引継ぎ
対象者の年齢	40歳以上75歳未満	年齢制限なし （40歳以上の被保護者の健診情報に加えて、40歳未満の被保護者の健診情報も提出可）
提出頻度	年次（毎年5月1日～8月1日） ※8月1日が休日の場合は翌営業日	月次
提出開始時期	令和7年5月開始	令和6年4月開始
提出対象	前年度の健診結果をすべてとりまとめた上で提出する （例）令和7年度に実施した健診情報を令和8年5月1日から8月3日の間に提出	令和6年度以降の健診情報が提出可能
受付エラー発生時	受付エラーが発生していない分も含めて、全件再提出が必要です。	受付エラー発生分のみ修正の上、再提出をお願いします。

NDB連携について

Q2 年度途中に保護の開始、廃止等により異動した者は報告対象となりますか？

A2 **報告対象外**となります。

Q3 報告対象外となるのはどのような者ですか？

A3 報告対象外となる者は以下の通りです。

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第三号）
 - 一 妊産婦
 - 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
 - 三 国内に住所を有しない者
 - 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
 - 五 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
 - 六 高齢者の医療の確保に関する法律等に定める施設入所者
- 生活保護法第三十八条第一項第一号から第五号に規定する施設に入所している者
 - 一 救護施設
 - 二 更生施設
 - 三 医療保護施設
 - 四 授産施設
 - 五 宿所提供施設

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

NDB連携について

Q4 NDB連携データの再提出方法又は差し替え方法がわかりません。

A4 エラーの修正に伴う「再提出」や報告データの追加・削除等に伴う「差し替え」を行う必要が生じた場合は、次の手順にて一度提出したNDB連携用データを削除の上、再提出願います。

- ① 「特定健診・保健指導システム」の「報告状況確認」ボタンを押下
- ② 「データ一括削除」ボタンを押下し、送信済みのNDB連携用データを削除
- ③ 「結果データ送信」ボタンより、再度すべてのNDB連携用データを送信

特定健診
保健指導
システム

トップページ

NDB連携

結果データ送信

報告状況確認

資格確認結果

随時データ登録

随時データ送信

送信状況確認

健診ダウンロード

リクエスト

ダウンロード

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : テスト福祉事務所

最終ログイン時間 : 2025/12/01 13:24

令和7年度分 NDB連携状況確認

処理状況に「受付エラー」が存在する場合、NDB連携データを一括削除のうえ、エラーデータを修正し再度すべてのNDB連携データを報告する必要があります。
※NDB連携データの一括削除は資格確認完了後に可能となります。
資格確認の状況は資格確認結果画面より確認できます。

再報告 : 処理状況に「受付エラー」が存在する場合、「データ一括削除」ボタンによりNDB連携データを削除のうえ、エラー連絡書に記載の項目を修正し再度すべてのNDB連携データを報告して下さい。
報告完了 : NDB連携が完了した場合、NDB連携状態に「受付完了」が表示されます。
差し替え : 報告完了後にNDB連携データを変更する場合、「データ一括削除」ボタンによりNDB連携データを削除のうえ、再度すべてのNDB連携データを報告して下さい。

2025/12/01 15:24 現在 最新状況に更新

アーカイブ		送信日時	受付件数			受付不能件数			処理状況	NDB連携状態
総数	分割 識別 番号		健診	保健指導	合計	健診	保健指導	合計		
01	01	2025/12/01 15:23	8	0	8	2	0	2	受付エラー PDF エラー 連絡書 CSV エラー 連絡書	受付無効 データ 一括削除

※ 事業者のシステムを通じてデータを送信している場合であっても、データの削除にあたっては特定健診・保健指導システムが必要となる場合があります。

NDB連携について

Q5 NDB連携データの提出後、受付件数を確認すると保健指導が0件と表示されていますが問題ないですか？

A5 令和8年度より特定健診・保健指導システムの「NDB連携状況確認」画面及び「NDB連携データ受領書」に「保健指導」の欄が追加されていますが、令和8年度においては保健指導の提出は不要であり、0件で問題ございません。
※保健指導の受付は令和9年度より開始いたします。

特定健診
保健指導
システム

トップページ

NDB連携

結果データ送信

報告状況確認

資格確認結果

随時データ登録

随時データ送信

送信状況確認

健診ダウンロード

リクエスト

ダウンロード

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : テスト福祉事務所

最終ログイン時間 : 2025/12/01 16:03

令和7年度分 NDB連携状況確認

処理状況に「受付エラー」が存在する場合、NDB連携データを一括削除のうえ、エラーデータを修正し再度すべてのNDB連携データを報告する必要があります。
※NDB連携データの一括削除は資格確認完了後に可能となります。
資格確認の状況は資格確認結果画面より確認できます。

再報告 : 処理状況に「受付エラー」が存在する場合、「データ一括削除」ボタンによりNDB連携データを削除のうえ、エラー連絡書に記載の項目を修正し再度すべてのNDB連携データを報告して下さい。
報告完了 : NDB連携が完了した場合、NDB連携状態に「受付完了」が表示されます。
差し替え : 報告完了後にNDB連携データを変更する場合、「データ一括削除」ボタンによりNDB連携データを削除のうえ、再度すべてのNDB連携データを報告して下さい。

2025/12/01 16:16 現在 最新状況に更新

アーカイブ		送信日時	受付件数			受付不能件数			処理状況	NDB連携状態
総数	分割 識別 番号		健診	保健指導	合計	健診	保健指導	合計		
01	01	2025/12/01 16:08	10	0	10	0	0	0	処理済	受付完了 データ 受領書 CSV データ 受領書 データ 一括削除

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

随時提出について

Q6 年度内に複数回健診を受診した被保護者のデータを送信することはできますか？

A6 可能です。同じ被保護者の健診情報であっても、健診受診日が異なる場合、マイナポータル上ではそれぞれ表示されます。被保護者の資格情報と健診受診日が同じ場合は、最後に送信されたデータに上書きされます。

Q7 送信したデータを取り消したい場合、どうすればいいですか？

A7 削除したいファイルの報告区分に「**69**：提出済み被保護者の健診情報（閲覧用ファイル）の削除依頼」を記録して送信してください。

Q8 健診情報の随時提出をした場合、NDB連携は不要ですか？

A8 随時提出はマイナポータルで本人等による確認を可能とするための仕組みであるため、随時提出をした被保護者の健診データについても、NDB連携を行う必要があります。

Q9 令和8年度以降に実施する被保護者の健診における変更点を教えてください。

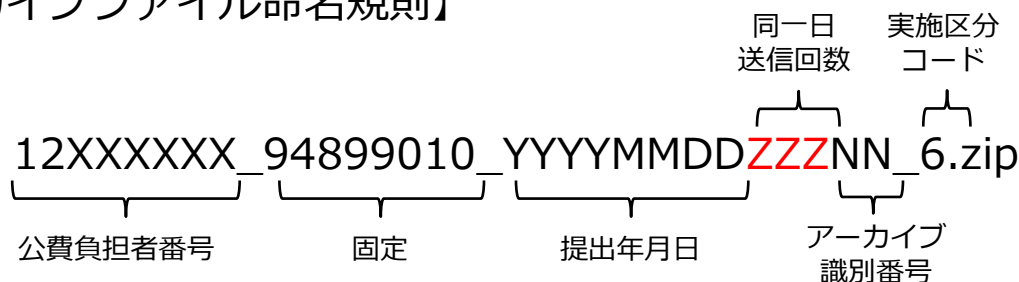
A9 令和8年4月1日以降に実施した健診情報について、「保健指導レベル」が任意項目から必須項目へ変更となりました。「保健指導レベル」が記録されていない場合、必須項目の不足によるL2101エラーが発生します。

随時提出について

Q10 受付エラーの発生したデータを修正して再送信したところ、「すでに送信されているファイルを読み込みました」というエラーが発生しました。どうすればいいですか？

A10 随時提出では、同じ名前の提出用アーカイブファイルを複数回提出することができません。提出用アーカイブファイルの命名規則は以下のとおりであるため、同一日送信回数を変更する等、前回送信したzipファイルと異なる名称で送信してください。
また、**提出用アーカイブファイルの名称を変更した場合は、直下のルートフォルダの名称についても忘れずに修正願います。**

【提出用アーカイブファイル命名規則】



(例) 公費負担者番号「12XXXXXX」、提出年月日「20240630」の閲覧用ファイルを同日に複数回提出する場合

- ・ 1回目送信分 :  12XXXXXX_94899010_2024063000001_6.zip
- ・ 2回目送信分 :  12XXXXXX_94899010_2024063000101_6.zip

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

チェック条件・エラー

Q11 外国人の氏名の記録はどうすればいいですか？

A11 **全角カタカナ**で記録してください。
また、文字コードはUTF-8を使用願います。「ー」や「・」がエラーとなることが多いため、ご留意願います。

Q12 「住所」は必須項目ですか？

A12 必須です。原則、**健診を受診した時点での住所地**を記録してください。

Q13 「ファイル作成機関名称」について、福祉事務所の名称が長くて入りません。

A13 「ファイル作成機関名称」は最大20文字まで記録可能であるため、どちらの福祉事務所であるか判断可能な範囲で省略いただくようお願いします。（例：末尾を省略する等）

Q14 受付エラーが発生した場合の対応方法は？

A14 エラー箇所を訂正の上、再提出をお願いいたします。

（参考）DX審査支払機構ホームページ（<https://www.hpdx.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒被保護者にかかる健診情報の提出

（NDB連携の場合）

⇒**特定健診等データ収集システム エラーコード表**

（随時提出の場合）

⇒**特定健診等データ収集システム エラーコード表**

チェック条件・エラー

Q15 よくある受付エラーの対応方法を教えてください。

A15-1 **L2401 データファイルの(項目名)[値]とデータファイルの(項目名)[値]との関連が誤っています。**

採血時間と血糖検査（空腹時血糖・随時血糖）、中性脂肪検査（空腹時中性脂肪・随時中性脂肪）の相関関係に誤りがある場合等に発生するエラーです。

○採血時間（食後）が「2：食後10時間以上」の場合

⇒「**空腹時**血糖の記録あり」「**空腹時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「3：食後3.5時間以上10時間未満」の場合

⇒「**随時**血糖の記録あり」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

○採血時間（食後）が「4：食後3.5時間未満」の場合

⇒「血糖の記録**なし**」「**随時**中性脂肪の記録あり」である必要があります。

以下の条件に合致しない場合にエラーとなります。

採血時間のコード値	血糖検査の記録有無※	中性脂肪検査の記録有無
2：食後10時間以上	空腹時血糖 記録あり	空腹時中性脂肪 記録あり
3：食後3.5時間以上10時間未満	随時血糖 記録あり	随時中性脂肪 記録あり
4：食後3.5時間未満	記録なし	随時中性脂肪 記録あり

※ 血糖検査の記録有無は、HbA1cの記録が未実施以外で存在する場合にはエラー対象外です。

チェック条件・エラー

Q15 よくある受付エラーの対応方法を教えてください。

A15-2 **L2432 測定不可能・検査未実施の理由と尿糖又は尿蛋白との関連が誤っています。**

尿検査(尿糖・尿蛋白)の検査結果と「測定不可能・検査未実施の理由」※の相関関係に誤りがある際に発生する受付エラーです。

※「測定不可能・検査未実施の理由」は生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に対して、尿検査を実施しなかった場合に記録する項目です。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が未実施または測定不可能で**記録されている**場合

⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が記録されている、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に1つ以上未実施又は測定不能が記録されている必要があります。

○「測定不可能・検査未実施の理由」が**記録されていない**場合

⇒「尿糖」「尿蛋白」それぞれの中に1つ以上項目が記録されている、かつ、「尿糖」または「尿蛋白」の中に未実施または測定不能が記録されていない必要があります。

以下の条件に合致しない場合にエラーとなります。

測定不可能・検査未実施の理由の 記録有無	尿糖の 記録有無	尿蛋白の 記録有無
測定不可能・検査未実施の理由：あり	記録あり	なし
	なし	記録あり
	なし	なし
測定不可能・検査未実施の理由：なし	記録あり	記録あり

記録あり：尿糖および尿蛋白の項目値にコード値（1～5）が記録されている

なし：測定不可能または未実施の場合

チェック条件・エラー

Q15 よくある受付エラーの対応方法を教えてください。

A15-3 **L2115 記録が認められていない項目コードが記録されています。**

健診データに記録が認められていない項目が含まれている場合に発生する受付エラーです。チェック条件に記載のある項目のみが記録可能であるため、チェック条件に記載のない項目（胸部X線・聴力検査等）を記録すると当該エラーが発生します。詳細についてはチェック条件をご確認願います。

（参考）DX審査支払機構ホームページ（<https://www.hpdx.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒被保護者にかかる健診情報の提出

（NDB連携の場合）

⇒被保護者にかかる健診データのチェック条件

（随時提出の場合）

⇒被保護者にかかる健診データのチェック条件

チェック条件・エラー

Q16 健診データにどの項目を記録すれば良いかわかりません。

A16 チェック条件に記載のある項目が記録可能であり、必須項目は「種別」欄に記載されています。NDB連携と随時提出では記録が必要な項目に差があるため、それぞれのチェック条件をご確認願います。

(参考) DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒被保護者にかかる健診情報の提出

(NDB連携の場合)

⇒[被保護者にかかる健診データのチェック条件](#)

(随時提出の場合)

⇒[被保護者にかかる健診データのチェック条件](#)

チェック条件・エラー

Q17 必須項目が不足している場合はどうすればいいですか？

A17 必須項目を実施していない場合、当該項目に「測定不能コード（NI）」を記録してください。ただし、必須項目のうち「採血時間（食後）」については測定不能コードを記録することができません。また、「服薬1（血圧）」「服薬2（血糖）」「服薬3（脂質）」について、「保険者再確認 服薬1（血圧）」「保険者再確認 服薬2（血糖）」「保険者再確認 服薬3（脂質）」が記録されている場合、測定不能コードの記録ができませんのでご留意願います。

【測定不能コードの利用方法】

- 測定不能となった検査項目については、value要素のnullFlavor属性にデータが存在しないことを意味する「NI」を指定してください。
- この際、value要素にはnullFlavor属性を除いて、xsi:type属性のみを指定してください。
※測定不能コードの記録方法の詳細については、「電子的な標準様式 第4期 3-1B 特定健診情報ファイル仕様説明書」※をご参照ください。

本取り扱いの詳細については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載されている厚生労働省からの下記のお知らせを参照願います。

（福祉事務所向けポータルサイト）[必須項目が不足している健診情報の取り扱いについて](#)

※厚生労働省HP 「電子的な標準様式 第4期」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml_30799.html

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

チェック条件・エラー

Q18 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合はどのように記録すればいいですか？

A18 「5：+++」で記録してください。
（厚生労働省 [特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集](#) > 1.特定健康診査について_問2を参照）

Q19 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？

A19 質問項目18を「⑦やめた」「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19は回答不要です。
（厚生労働省 [特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集](#) > 1.特定健康診査について_問4を参照）

資格確認関係

Q20 資格確認はどのように行っていますか？

A20 健診情報に記録された①公費負担者番号、②公費受給者番号、③生年月日をもって中間サーバーに登録された資格情報と照合を行っています。

Q21 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とは？

A21 提出された閲覧用ファイルに記録された資格情報と中間サーバー上の資格情報が一致しない場合に生じるエラーとなります。主な原因としては以下のとおりです。

- 中間サーバーへの資格情報（マイナンバー含む）の登録もれ
- 健診情報に記録された資格情報と中間サーバーに登録されている資格情報が不一致

Q22 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで確認可能となるのでしょうか？

A22 福祉事務所で使用しているシステムで資格情報を修正後、中間サーバーへの反映に時間を要する場合がありますので、統合専用端末で中間サーバーに修正内容が反映しているかご確認の上、NDB連携用データ又は随時提出用データを送信してください。

被保護者にかかる健診情報の提出に関するQ&A

資格確認関係

Q23 健診データの提出後、マイナポータルでの確認はいつ頃可能になるのでしょうか？

A23 受付処理及び資格確認チェックがエラーなく完了した場合、受付完了の翌営業日には確認が可能となります。（※ 他の福祉事務所の提出状況・システムの利用状況により、前後する場合があります。）

Q24 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書が届きましたが、マイナポータルでの確認はできないのでしょうか？

A24 資格確認結果連絡書に記載されているデータについては、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルでの確認等ができません。
資格が誤っているデータを修正し再提出してください。

状況		対応方法
マイナンバー未登録 中間サーバー未登録	■対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録 ■マイナンバーに誤登録がある ■対象者が中間サーバーに未登録	
健診情報と 中間サーバーの 記録の不一致	■資格情報が不一致・未記録 (公費負担者番号・公費受給者番号・生年月日)	

オンライン関係

Q25 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。

A25 特定健診・保健指導システムの「マニュアル」ボタンより各操作手順書がダウンロードできますので、参照願います。

操作方法等でご不明な点は、ヘルプデスク（TEL:0120-109-957）にお問合せください。

（【対応時間】9:00~17:00 土日祝、年末年始（12/29~1/3）を除く）

特定健診・保健指導システム

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : テスト福祉事務所

最終ログイン時間 : 2024/04/01 09:00

トップページ
NDB連携
結果データ送信
報告状況確認
資格確認結果
随時データ登録
随時データ送信
送信状況確認
健診ダウンロード
リクエスト
ダウンロード
パスワード変更
マニュアル
お問合せ先
ログアウト

お知らせ

システムに関するお知らせ

▶ 現在のお知らせはありません。

運用に関するお知らせ

▶ 現在のお知らせはありません。

その他のお知らせ

▶ 現在のお知らせはありません。

処理状況

▶ 現在処理しているものはありません。

操作ボタン説明

トップページ	トップページを表示します。
結果データ送信	NDB連携データを送信します。
報告状況確認	報告状況確認を表示します。
資格確認結果	資格確認結果を表示します。
随時データ登録	随時登録用の健診データを送信します。
随時データ送信	送信状況確認を表示します。
送信状況確認	健診データのダウンロード要求を行います。
リクエスト	健診データのダウンロードを行います。
ダウンロード	パスワードを変更します。
パスワード変更	マニュアルを表示します。
マニュアル	お問合せ先を表示します。
お問合せ先	ログアウトします。
ログアウト	

オンライン関係

Q26 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。

A26 所在する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局へご連絡ください。ログインID・パスワードの初期化または再発行処理を行います。

なお、ご連絡の前に初期パスワードが記載された下記の書類のうちいずれかがお手元にあるかどうかを確認願います。

○健診・保健指導ユーザ設定情報

○健診・保健指導ユーザID・パスワード発行のお知らせ

初期パスワードが不明な場合は、DX審査支払機構にてID・パスワードの再発行を行います。

※クラウド版レセプト管理システムをご利用の場合、システム業者にてパスワードを変更している場合があるため、初期パスワードでログインできない場合はシステム業者へご確認願います。

Q27 特定健診・保健指導システムの入手方法がわかりません。

A27 特定健診・保健指導システムセットアッププログラムについては、下記の手順書を参照の上、「電子証明書ダウンロードサイト等」から取得してください。（「電子証明書ダウンロードサイト等」へアクセスするためには、電子証明書の設定が必要となります。）

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒**1. 特定健診・保健指導システムセットアッププログラム**

⇒セットアップにあたって【ダウンロード版】

⇒特定健診・保健指導システムセットアップ手順書

電子証明書

Q28 特定健診・保健指導システムを起動しようとしたら「この電子証明書ではログインできません」というメッセージが表示されました。

A28 電子証明書には以下の2種類があります。

- ① **オンライン請求ネットワーク関連システム等共通認証局電子証明書**
(レセプトオンライン請求システムや特定健診・保健指導システムで使用するもの)
- ② **医療保険者等向け中間サーバー等システム電子証明書**
(オンライン資格確認に用いるため中間サーバー用統合専用端末で使用するもの)

端末に②しか入っていない場合、「この電子証明書ではログインできません」というエラーメッセージが表示されてしまうため、①をセットアップしてください。



「receiptonline」の記載があるものが正！！
「intermediate」の場合はログインできません

リクエスト／ダウンロード

Q29 リクエスト（福祉事務所間引継ぎ）機能とはなんですか？

A29 福祉事務所が保護する被保護者について、過去に別の福祉事務所が登録した健診情報（オンライン資格確認等システムへ連携されたものに限る）を引継ぐことができる機能です。
「リクエスト」ボタンから条件を入力すると、オンライン資格確認等システム上において該当する健診情報が存在するかの照会が行われ、一定時間後に「ダウンロード」画面に照会結果が表示されます。

特定健診
保護指導
システム

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : テスト福祉事務所

最終ログイン時間 : 2024/04/01 13:00

トップページ
NDS連携
結果データ送信
報告状況確認
資格確認結果
随時データ登録
随時データ送信
送信状況確認
健診ダウンロード
リクエスト
ダウンロード
パスワード変更
マニュアル
お問合せ先
ログアウト

リクエスト

入力欄に条件を入力し、「実行」ボタンを押してください。

リクエスト項目	
公費負担者番号	12000000
受給者番号	開始
	終了
資格取得年月日	開始 年 月 日
	終了 年 月 日
健診実施年月日	開始 年 月 日
	終了 年 月 日
データ更新年月日	開始 年 月 日
	終了 年 月 日

実行 クリア

リクエスト
実行

特定健診
保護指導
システム

接続先 : 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
利用者名 : テスト福祉事務所

最終ログイン時間 : 2024/04/01 13:00

トップページ
NDS連携
結果データ送信
報告状況確認
資格確認結果
随時データ登録
随時データ送信
送信状況確認
健診ダウンロード
リクエスト
ダウンロード
パスワード変更
マニュアル
お問合せ先
ログアウト

ダウンロード

ダウンロードボタンより、リクエスト済健診データのダウンロードを行います。
ダウンロード状況は、毎月15日にリセットされます。

2024/04/01 13:00 現在 [最新状況に更新](#)

リクエスト日時	検査/総数	格納件数	リクエスト結果	リクエスト完了日時	情報
2024/04/01 12:00	-	-	リクエスト中	-	-
2024/04/01 12:00	1/1	50	ダウンロード	2024/04/01 13:00	未取得

その他

Q30 特定健診・保健指導システムでXMLデータを作成することはできますか？

A30 特定健診・保健指導システムは健診情報の送受信のシステムであり、XMLデータを作成することはできません。XMLデータの作成方法については、契約されているベンダに照会願います。

Q31 被保護者の健診情報の提出に関する資料はありますか？

A31 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますのでご確認願います。
チェック条件や厚生労働省の事務連絡等も掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒**被保護者にかかる健診情報を提出される福祉事務所の方**